

# 狩猟等事故防止するための体制づくりについて

三陸中部森林管理署 一般職員 ○太田侑奈 大脇航平 鍵谷桜

## 1 はじめに

平成30年11月20日、北海道局管内の国有林において、職員が狩猟者に誤射され死亡するという事故が発生しました。これを受け、安全対策を強化すべく、東北森林管理局では平成31年10月3日付けの事務連絡により、鳥獣捕獲等のための入林手続き（以下、手続き）が改正されました（図1）。

	改正前(H30年度)	改正後
入林前	立入禁止区域図確認 ↓ 入林届+構成員名簿 (1回/年度)  <b>→いつ、どこで? 把握できない</b>	立入禁止区域図確認 ↓ 入林届+構成員名簿 (1回/年度) + 入林連絡票 (都度)
現場	入林届(写) + 注意喚起看板	入林届(写) + 注意喚起看板 + 標識

図1 入林手続き改正前（H30年度）と改正後の比較

具体的な内容としては、改正前（平成30年度まで）は、立入禁止区域図を確認したうえで構成員名簿を添付した入林届を提出し、接受された入林届の写しと注意喚起看板を車両に掲示するというものでした。なお、鳥獣被害が深刻化していることから農林水産省と環境省は、平成27年度に抜本的な鳥獣管理対策を策定し、鳥獣の捕獲を推進しています。その一環として、狩猟者の負担を減らすために、入林届は年度1回の提出でよいということになっています。そうすると、入林

## 標識の現地表示【略図】

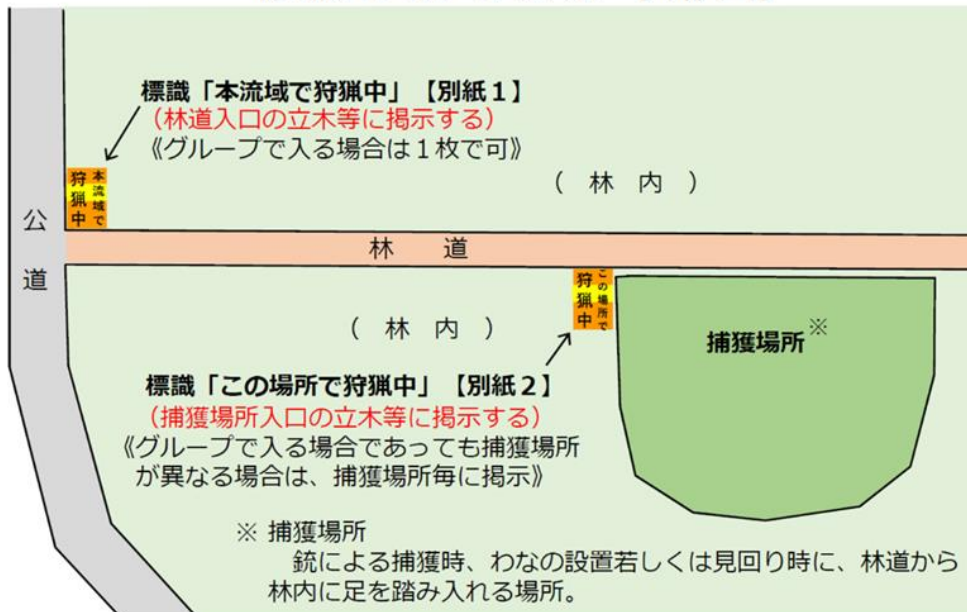


図2 改正後の標識の表示略図

届の入林期間は岩手県のニホンジカの狩猟期間である11月1日～翌年3月31日、入林場所は「立入禁止区域を除く管内全域」との記載で提出されることがほとんどです。そのため、いつ、どこで狩猟を行うのか、具体的に把握

できませんでした。

改正後の手続きには、入林連絡票の提出が追加されています。入林連絡票は入林届

とは別に、実際に入林する日にち、場所が決まり次第、都度提出しなければならないというものです。

また、狩猟を行う際には、接受された入林届の写しと注意喚起看板のほかに、標識の表示が新たに加わりました（図2）。

三陸中部森林管理署では、例年、岩手県の広域振興局が開催している狩猟事故防止のための研修会（以下、研修会）に参加し、鳥獣捕獲等のための入林手続きについて説明を行っていましたが、手続き改正に係る事務連絡が研修会の後に発出されたことや令和2年以降新型コロナウイルス感染症が拡大し、令和2年度も研修会が中止されたことにより、改正後一度も直接説明を行えていない状況でした。改正後の手続きについては、入林届様式の裏面の注意事項に記載されていますが（図3）、令和2年度には、入林連絡票が提出されていない場所で銃声を聞くことや、入林届や構成員名簿に狩猟者登録番号が書かれていない等の手続きの不備が多数見受けられました。原因として、「注意事項を読んでいない」「読んでもわからない」「理解しているが実施するのが面倒」などといったことが考えられます。

**立入禁止区域図**

**入林届、名簿提出日**

**【改正後】入林連絡票**

**【改正後】標識の表示**

**注意事項**

- 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、**安全のための遵守事項及び立入禁止区域図**をよく確認し十分理解していただいた上で入林の際に携行していただく必要があります。
- 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図**は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域のみとなりますのでご注意ください。  
東北森林管理局URL: <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/>  
立入禁止区域図は、年度始め（5月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。  
また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。
- 団体が届け出る場合は、**別紙1の構成員名簿**を提出してください（**狩猟は別紙1-1、有害鳥獣捕獲・個体数調査・その他は別紙1-2、指定管理鳥獣捕獲等事業は別紙1-3**）。  
また、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。
- 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を記載した**別紙1の入林連絡票**（各県内別様式）を管轄する〇〇森林管理署等にFAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は連絡票の内容をご連絡ください。（〇〇森林管理署 電話:0090-00-0000、FAX:0090-00-0000、E-mail:1-000@maff.go.jp）
- 入林される際は、安全のため、**安全用紙を点検**で取り、提交印の押された面を上にして、**裏面の見やすい箇所**に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。
- 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、**別紙2の注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲実施中 入林時注意」**を全体の側面等の見やすい箇所に掲示して下さい。なお、用紙の裏面に「見やすい箇所」は、用紙の裏面に記載されています。
- 入林の目的が**狩猟**の場合は、**別紙2-1の標識「本流域で狩猟中」**を林道入口の立木等に掲示、**別紙2-2の標識「この場所で狩猟中」**を捕獲場所の入口の立木等に掲示してください。掲示の詳細は、**別紙3の標識の現地表示【略図】**をご覧ください。なお、**狩猟以外の場合**についても、同様な方法による標識の現地表示の取扱いをお願いします。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃撃を目的として入林しようとする場合は、夜間銃撃作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。  
目上のことを十分理解いただければ、入林届の下部のチェックボックスを  
して、管轄する森林管理署等に、7業務日以前の勤務時間内に提出してください。（※2）  
なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。また、郵送の場合は7業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出してください。  
※1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。  
※2 例えば「7業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前々日の木曜日の勤務時間内までを指します。

本曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日曜日
⑦	⑥	—	—	⑤	④	③	②	①	—	入林予定
提出期限										

図3 注意事項

また、手続きの不備だけでなく、マナー違反も発生しています。令和3年1月5日、立入禁止区域に指定している国道脇の国有林内に撃たれて間もないシカが放置されているのが発見されました。シカの足跡や血痕が道路側の斜面上にあるのに対し、狩猟者の足跡が見つからないことから、道路上もしくは道路対岸から発砲した可能性も疑われました。狩猟事故が発生してもおかしくない危険な状態です。このようなマナー違反を防止するためにも、直接説明や指導を行う必要があると考え、今年度、広

域振興局の研修会中止を受けて、三陸中部森林管理署主催で説明会を開催することとしました。

## 2 方法

説明会の開催については、当署管内の狩猟者登録窓口である岩手県（広域振興局）の担当の方にご協力いただき、狩猟者登録申請を受け付ける際に案内を配布していただきました。また、申請者数を教えていただき、説明資料の必要部数を把握しました。説明会の対象は地元猟友会である釜石・大槌猟友会、大船渡猟友会、高田猟友会とし、コロナ対策として猟友会長、事務局、巡視員等の代表者に限り、猟友会ごとに時間をずらして行いました（表1）。内容は、一連の手続きの説明とマナー違反事例の周知です。

表1. 説明会開催概要

	日時	参加者
釜石・大槌猟友会	10/11 10:00～	猟友会長、事務局長、巡視員
大船渡猟友会	10/12 11:00～	猟友会長、事務局長
高田猟友会	10/12 13:00～	猟友会長、事務局長

## 3 結果

まず、書類の手続きで不備が多く見受けられた狩猟者登録番号については、その交付のされ方や時期がネックとなっていることがわかりました。狩猟者登録番号は個人

図4 狩猟者登録証

ごとに交付される狩猟者登録証に記載されており（図4）、交付されるのは、狩猟期直前の10月下旬であるため、入林届裏面の注意事項（図3）に書いてあるように、入林開始日の7業務日以上前までに名簿に取りまとめて提出することが難しいとのことでした。

次に、改正後に追加された手続きである入林連絡票については、「狩猟者として安全対策を徹底することは当然である」と理解を示してくれました。

また、現場での安全対策として改正後に追加された標識の表示について、林道入口の立木等に掲示することとされている「この場所で狩猟中」については表示し直すのが大変であるとのことでした。これについては、車両に表示することも認めたところ、承諾していただきました（図2）。

ただし、「本流域で狩猟中」については、山への入口と出口が異なることがほとんどであるため、狩猟を終えてから標識を回収に行くのは困難とのことでした。実態を知ったことで、これを徹底させるのは課題が残ることがわかりました（図2）。

また、マナー違反事例を周知したところ、そのほとんどは管外からの狩猟者であり、「地元猟友会としても遺憾だ」とのことです。これまでもマナー違反を見つけた時には注意してきたそうですが、「どういう立場で注意しているのか」と反発されることも多く、強く言えない状況だとのこと。三陸中部森林管理署管内は、東北の中でもシカの推定生息密度が比較的高い地域となっており（図5）、令和3年度中に提出された入林届（令和4年2月20日調べ）から入林者数を集計したところ（指定管理鳥獣等捕獲事業を除く）、管内狩猟者（大槌町、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市内の狩猟者）が123名であったのに対し、管外狩猟者は146名に上っています。

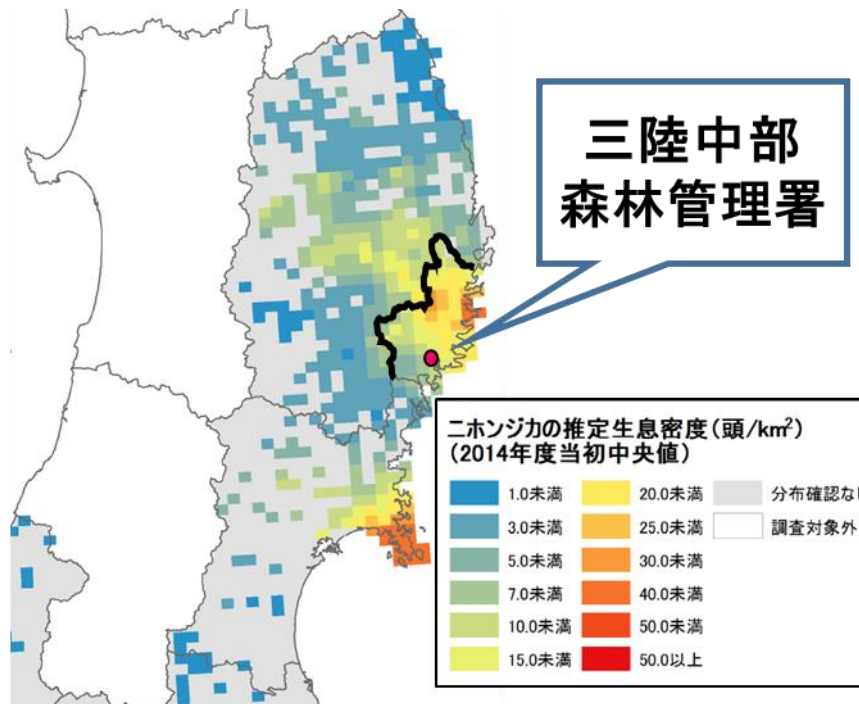


図5 ニホンジカの密度分布図（東北地方） 2014年度当初：中央値  
（出典：環境省 <http://www.env.go.jp/press/files/jp/28231.pdf>）

#### 4 考察

まず、狩猟者登録番号の記載については、狩猟者登録の窓口である岩手県（管轄の広域振興局）へ入林手続きについて説明し、猟友会等団体の代表者から申請があった際には、入林届に添付する構成員名簿の記載内容を網羅した名簿を交付してもらうなどの県との連携が必要であると考えられます。

また、現場でのマナー違反の防止について、地元猟友会が注意しても説得できないことから、目に見える形で権限を付与する必要があると考えられます。フォレストボランティアの制度を利用して腕章やマグネットを配布し、注意しやすい体制づくりをする必要があると考えます。また、注意しても従わない場合には、署へ通報してもらい、場合によっては司法警察員の権限を行使する必要もあると考えます。

また、今年度受けた入林届について、やはり管外の狩猟者が提出したものに不備が見られました。狩猟者登録番号が記載されていなかったため、提出し直すよう連絡し

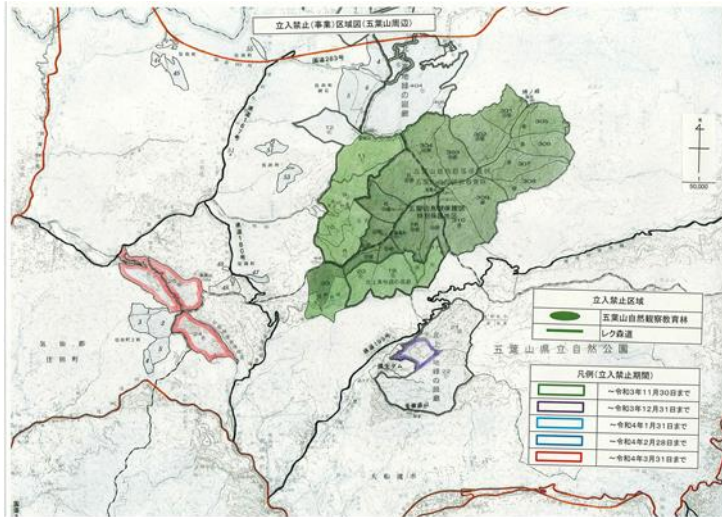


図6 令和3年度 立入禁止区域図

たところ、「他署では受理されたのに対応が異なるのはなぜか」と返されることもありました。また、立入禁止区域となっている林班が入林場所に記載されていたため、立入禁止区域図(図6)を確認したか問い合わせたところ、立入禁止区域図のことは認知しておらず鳥獣保護区等位置図(図7)の「禁猟区と混同していた」という事例もありました。これらの原因として、署同士の連携不足・狩猟者への周知不足が挙げられます。

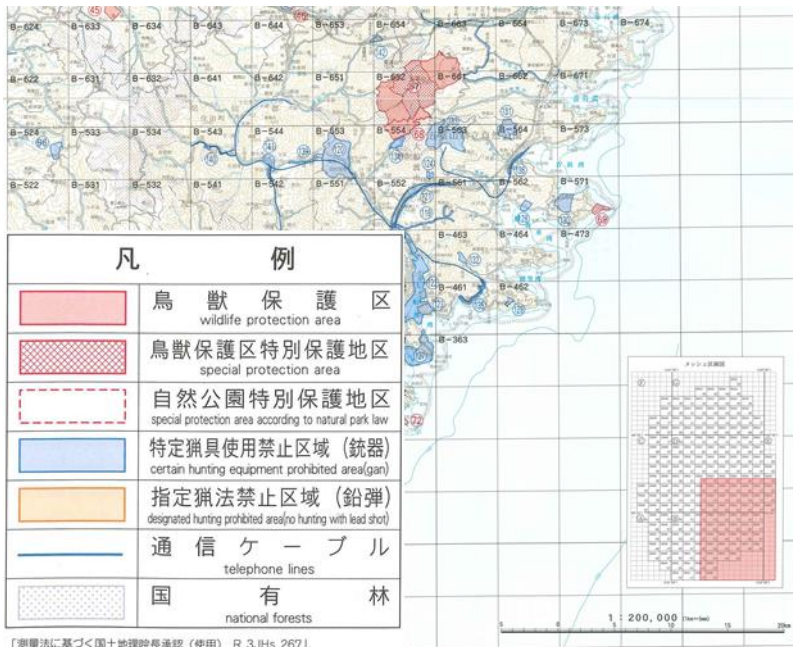


図7 令和3年度 鳥獣保護区等位置図 岩手県  
(出典：岩手県環境生活部自然保護課。  
令和3年度 鳥獣保護区等位置図。岩手県P. 11)

解決策として、対応を統一したうえで最寄りの署で狩猟者に指導するとともに他署の立入禁止区域図についても配布するといった署同士の連携が必要になると思います。また、手続きの説明や周知の仕方について、狩猟者の多くは高齢者であることから、インターネットでの周知は思ったよりも効果が薄いと考えました。ここでも県と連携し、狩猟者登録の機会を活用して説明や周知を直接行うなどの体制づくりが必要であると思います。